特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	国民年金事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は，国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県稲敷市長

公表日
令和7年1月14日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	【事務の概要】 　国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦年金生活者支援給付金の届出の受付・報告、また支給に必要な情報の提供 ⑧その他上記に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム（標準化前）、国民年金システム（標準化後）、宛名管理システム、バックアップシステム

2. 特定個人情報ファイル名
1. 国民年金基本情報ファイル　2. 国民年金資格情報ファイル　3. 国民年金宛名情報システム

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）　第9条第1項別表の46項、128項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課・保険年金課　　電話029-892-2000

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　保険年金課　　電話029-892-2000

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーを利用した年金記録の確認を行う際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、申請書等の受理・審査事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書類等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと指紋による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月9日	Ⅰ－１－②事務の概要	国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。	【事務の概要】 国民年金法の規定に基づき、国民年金被保	事前	平成29年4月以降の日本年金機構における個人番号利用
平成28年12月9日	Ⅰ－４－①実施の有無	実施しない	実施する	事前	〃
平成28年12月9日	Ⅰ－４－②法令上の根拠		・番号法第19条第1号、第7号（別表第二） （別表第二における情報提供の根拠）第	事前	〃
令和1年6月20日	Ⅰ　3．個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）　第9	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②	・番号法第19条第1号、第7号（別表第二） （別表第二における情報提供の根拠）第	・番号法第19条第1号、第7号（別表第二） （別表第二における情報提供の根拠）第	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	保険年金課長　伊藤　知也	保険年金課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	Ⅰ　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課　　電話029-892-2000	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課・保険年金課　　電話029-	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課　　電話029-892-2000	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　保険年金課　　電話029-892-2000	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　1．対象人数　いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ　リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年9月8日	Ⅰ　5．評価実施機関における担当部署　①部署	保健福祉部保険年金課	市民生活部保険年金課	事後	
令和2年9月8日	Ⅱ　1．対象人数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月8日	Ⅱ　2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和7年1月14日	Ⅰ　1．②事務の概要	⑦その他上記に関する業務	⑦年金生活者支援給付金の届出の受付・報告、また支給に必要な情報の提供 ⑧その他上記に関する業務	事後	
令和7年1月14日	Ⅰ　1．③システムの名称	国民年金システム	国民年金システム（標準化前）、国民年金システム（標準化後）	事後	
令和7年1月14日	Ⅰ　3．個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）　第9条第1項　別表第一第31項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）　第9条第1項　別表第46項、128項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条の2	事後	法令改正に伴う変更及び条項号ズレ
令和7年1月14日	Ⅰ　4．①実施の有無	実施する	実施しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月14日	Ⅰ　4．②法令上の根拠	・番号法第19条第1号、第7号（別表第二） （別表第二における情報提供の根拠）第1,2,3,4,6,7,25,26,27,30,32,34,35,39,40,45,50,51,52,57,58,59,62,66,68,72,73,75,76,81,82,86,87,92,94,98,99,100,102,103,106,108,110,114,116,117,118,119項 （別表第二における情報照会の根拠）第47,48,49,50項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 （別表第二における情報提供の根拠）第1,2,3,4,6,6の2,18,19,20,22の3,24の2,31,31の2,33,37,38の2,39の2,40の2,40の3,43の2,44,45,47,51,53,55,55の3,59,59の2,59の3条 （別表第二における情報照会の根拠）第26の2,26の3,26の4条		事後	
令和7年1月14日	Ⅳ-8．人手を介在させる作業	記載なし	新規記載	事後	評価書様式の変更
令和7年1月14日	Ⅳ-11．最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新規記載	事後	評価書様式の変更